

## コロナ検査（PCR、抗原）、点数が大幅減に —新型コロナウイルス感染症にかかわる診療報酬算定について その22—

### 1. 新型コロナウイルス検査12/31より大幅減

厚生労働省は12月10日、「検査料の点数の取扱いについて」を发出。新型コロナウイルス感染症に係る検査について12月31日から各点数が引き下げとなる旨が示された。主な検査の変更後の点数は下記の通り。

SARS-Cov-2核酸検出（PCR検査）の外部委託の点数（現行1800点）については、激変緩和措置として12月31日からは1350点、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえた上で4月1日より700点と2段階に分けて引き下げが行われる予定。これまでPCR検査は、外部委託とそれ以外とで検体輸送の費用を鑑みて点数に差が付けられていたが、これが解消されたとして両者とも同じ点数を算定することとされた。

	現行	12/31～	4/1～（予定）
核酸検出（PCR）検査（委託）	1800点	1350点	700点
核酸検出（PCR）検査（委託以外）	1350点	700点	
抗原検出検査（定性）	600点	300点	300点
抗原検出検査（定量）		560点	560点
SARS-Cov-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出	600点	420点	420点

### 2. 県と相模原市、発熱外来への年末年始の補助金（1日最大10万円）交付へ

年末年始の医療提供体制確保のため、県内で「発熱診療等医療機関」の指定を受けている施設に対し、協力金が支給されることが示された。申請先は神奈川県（相模原市の医療機関に限り、相模原市）。申請方法等についてはメールや郵送で案内されている。

#### 支給対象

2021年12月29日（水）～2022年1月3日（月）の6日間で、1日あたり合計4時間以上（※）発熱患者の診療を実施する体制を確保している発熱診療等医療機関

※午前7時～午後11時の間で、1日あたり合計4時間以上

#### 支給額

1日あたり5万円（日数に応じて支給）

+新型コロナウイルス感染症の検査を行った場合は1日あたり5万円を加算

#### 申請方法

事前に県又は相模原市に対し年末年始の稼働日を申告する。申告方法や回答期限が県と相模原市で異なるため、ご注意ください（下記参照）。

神奈川県	発熱診療等医療機関宛てにメールまたは郵送で案内されている <b>事前申告（インターネット上の入力フォーム）に回答</b> 。回答期限： <b>12月19日（日）</b> ⇒1月4日以降に補助金の申請方法が改めて案内される
相模原市	メールまたは郵送で <b>申請書類（①補助金等交付申請書、②補助金等概要調書、③補助事業等計画書）を提出</b> 。提出期限： <b>12月17日（金）</b> ⇒1月4日から14日までに実績報告書類、2月4日までに請求書類を提出。 いずれの書類も郵送の場合の送付先は 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市感染症対策課 新型コロナウイルス感染症対策班 宛

詳細については各ホームページもご参照いただきたい。

### 3. 発熱外来補助金 確定通知送付はじまる

発送に遅れが生じていた厚生労働省の「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（以下、「発熱外来診療体制確保支援補助金」）」の確定通知の送付が始まった。

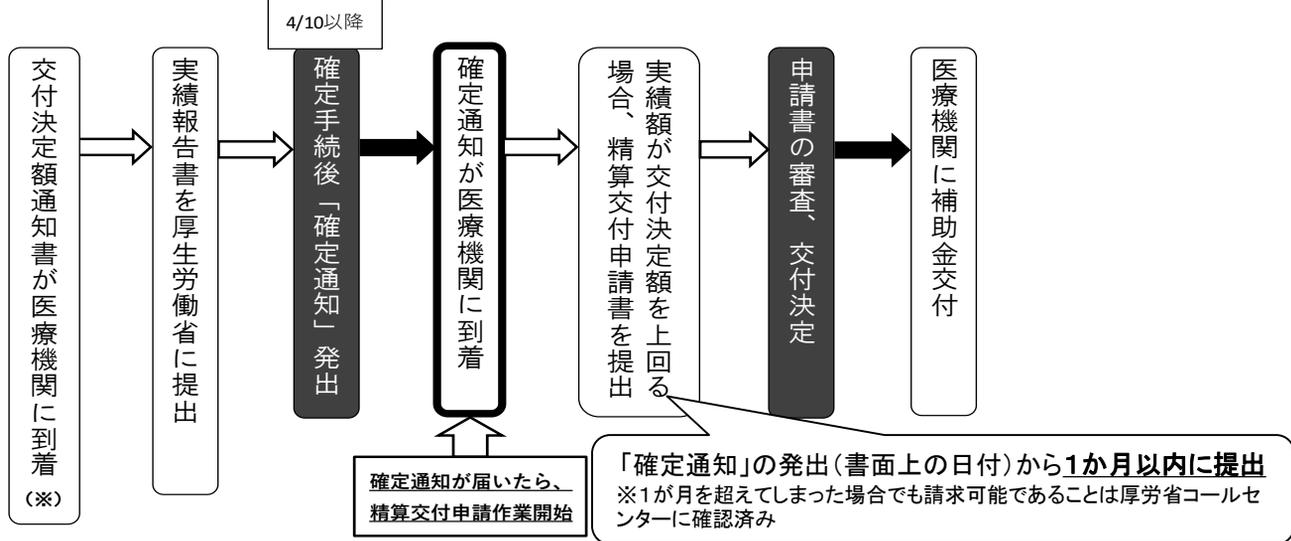
「確定通知」は発熱外来診療体制確保支援補助金の交付決定通知が医療機関へ到着後、医療機関から実績報告書が提出され、厚労省が確定手続を終えた際に送付されるもの。昨年4月に発送に関して通知が発出されていたが、手続きが大幅に遅れていた。

確定通知に記載された金額よりも実績報告書に記載した金額が上回った場合、「令和3年度（令和2年からの繰越分）インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金」を申請することができる。申請には厚労省指定書式の①精算交付申請書、②精算交付申請書の別紙、③当該事業に係る収入支出決算書の抄本、④請求書、⑤発熱外来診療体制確保支援補助金交付決定通知の写し、⑥実績報告書の写し、⑦確定通知書一の7点を下記の住所へ提出する（③と④が必要であることは厚労省コールセンターに確認済み）。

手続きの大まかな流れは下記の通り（2021年4月19日発行・神奈川県保険医協会FAXInformationより引用、編集）。

申請書等送付先）住所：〒119-0397 銀座郵便局留  
宛先：厚生労働省発熱外来診療体制確保支援事業担当 宛

#### 令和3年度補助金交付までの手続きのイメージ



### 4. 発熱診療等医療機関の時間外加算の取扱いについて

発熱診療等医療機関の初診料・再診料における時間外加算等の取扱いが、昨年10月30日付の事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その29）」で示されている。通常の診療時間外に発熱診療等医療機関の診療を実施している場合に算定できることとなっているので、ご参照されたい（問番号は原文ママ）。

問1 保険医療機関が「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に示される「診療・検査医療機関（仮称）（以下、「診療・検査医療機関」という）」として、当該保険医療機関が表示する診療時間以外の時間において発熱患者等の診療等を実施する場合、A000 初診料又は A001 再診料若しくは A002 外来診療料に係る加算については、どのような取扱いとなるか。

（答）A000 初診料の注7から注9に規定する加算又は A001 再診料注5から注7に規定する加算若しくは A002 外来診療料の注8及び注9に規定する加算については、それぞれの要件を満たせば算定できる。

なお、診療・検査医療機関において、発熱患者等の診療を、休日又は深夜に実施する場合に、当該保険医療機関を「救急医療対策の整備事業について」に規定された保険医療機関又は地方自治体等の実施する救急医療対策事業の一環として位置づけられている保険医療機関とみなし、休日加算又は深夜加算について、それぞれの要件を満たせば算定できることとして差し支えない。